

用語の説明

農家（のうか）

調査日現在の経営耕地面積10 a以上の農業を営む世帯または経営耕地面積10 a未満であっても、調査期日前1年間に於ける農産物販売金額が15万円以上あった世帯。

自給的農家（じきゅうてきのうか）

経営耕地面積が30 a未満で、かつ調査期日前1年間に於ける農作物販売金額が50万円未満の農家。

販売農家（はんばいのうか）

経営耕地面積が30 a以上または調査期日前1年間の農産物販売金額が50万円以上の農家。

専業農家（せんぎょうのうか）

世帯員の中に兼業従事者が1人もいない農家。

兼業農家（けんぎょうのうか）

世帯員の中に兼業従事者が1人以上いる農家。

(1) 「第1種兼業農家」とは農業所得を主とする兼業農家をいう。

(2) 「第2種兼業農家」とは農業所得を従とする兼業農家をいう。

主業農家（しゅぎょうのうか）

農業所得が主（農家所得の50%以上が農業所得）で、1年間に60日以上農業に従事している65歳未満の世帯員がいる農家をいう。

準主業農家（じゅんしゅぎょうのうか）

農外所得が主（農家所得の50%未満が農業所得）で、1年間に60日以上農業に従事している65歳未満の世帯員がいる農家をいう。

副業的農家（ふくぎょうてきのうか）

1年間に60日以上農業に従事している65歳未満の世帯員がいない農家（主業農家及び準主業農家以外の農家）をいう。

単一経営農家（たんいつけいえいのうか）

農産物販売金額1位部門の販売金額が総販売金額の8割以上を占める農家。

複合経営農家（ふくごうけいえいのうか）

農産物販売金額1位部門の販売金額が総販売金額の6割未満の農家。

指数（しすう）

変動する数値の大小関係を比率の形にして表したもの。

ウェイト（うえいと）

基準年における、ある特定の項目の全体に対する基準額の構成比。

農業産出額（のうぎょうさんしゅつがく）

推計期間である当該年における都道府県の品目毎の生産数量に品目毎の農家庭先価格を乗じて求めたもので、次の方法により算出する。

個別農産物の産出額 = 個別農産物生産量 × 個別農産物農家庭先価格

個別加工農産物の産出額 = (個別加工農産物の生産数量 × 個別加工農産物の農家庭先価格)
- (個別加工農産物の原料数量 × 加工農産物の原料の農家庭先価格)